

平成30年3月定例会 福祉環境委員会委員長報告

20番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました29件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第1号 平成30年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、及び議案第7号 平成30年度長野市介護保険特別会計予算について、2点申し上げます。

1点目は、地域福祉推進事業補助金及び生活支援体制整備事業についてであります。

市では、各地区において策定した地域福祉活動計画に基づき、地区内の団体等との連携や地域福祉活動を推進する役割を担う地域福祉ワーカーを雇用する住民自治協議会に対して補助金を交付しております。また、団塊世代の全ての人が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムを構築する必要があることから、日常生活圏域ごとに生活支援体制整備を推進する生活支援コーディネーターの役割を地域福祉ワーカーが担うこととし、その配置を進め、育成を図っているとのことでありますが、地区においては人材の確保に苦慮している現状もあるところです。

地域福祉ワーカーには、幅広い知見が求められることや、地域福祉の全体的な底上げを図るため、連携体制の必要性もあることから、安定的な雇用形態なども含めて、市の支援の強化に取り組んでいくよう要望いたしました。

2点目は、介護保険事業についてであります。

介護保険事業は、介護保険法に基づき、介護や予防を必要とする要介護者、要支援者、事業対象者及びその家族が安心して生活していくことができるよう、必要な保険

給付等を行うものでありますが、介護サービス事業所においては、介護人材の確保が深刻な問題となっております。

市では、新たに介護サービス事業所の人材確保・育成支援事業により、人材育成と職場環境改善につながるセミナー・研修を開催し、介護人材の確保と離職防止を支援するとのことであります。

については、介護や予防を必要とする方などが適切なサービスを受けることができるよう、介護人材の確保対策の取組を進めていくよう要望いたしました。

次に、議案第1号 平成30年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第3款 民生費、第2項 児童福祉費について、2点申し上げます。

1点目は、一緒に遊ぶ機会の提供事業についてであります。

本事業は、本年4月からの放課後子ども総合プラン有料化に伴い、同プランの登録児童と未登録児童が一緒になって、放課後に小学校体育館で遊ぶことができるような機会を提供するため、本年度から市内3つの小学校区においてモデル事業として実施されましたが、来年度は校区数と期間を拡大して、試行の継続を予定しているとのことであります。

本事業の実施に当たっては、各地域におけるニーズの把握や、一旦下校方式を採用している場合の子供の安全確保などの課題があると考えられることから、各地域の実情や利用者等からの意見などを踏まえてモデル事業の十分な検証を行い、その事業効果を見極めた上で、今後の展開を検討していくよう要望いたしました。

2点目は、公立保育所の嘱託保育士の処遇改善についてであります。

嘱託保育士の賃金については、現在、一律に設定されているところですが、平成30年度から実務経験年数等に応じて、5段階の賃金区分に見直し、3年間を掛けて段階的に更に引き上げる方針であるとの説明がありました。

本市では、特に公立保育所において、育児休業の満了等に伴う年度途中の3歳未満児の入所希望が増加しており、保育人材の確保に大変苦慮している状況であるとのことであります。

については、市民のニーズに沿った質の高い保育サービスを提供していくため、保育士の更なる処遇改善を初め、保育業務の魅力のアピールや離職の防止など、引き続き

保育人材の確保対策に取り組んでいくよう要望いたしました。

続きまして、同じく歳出、第4款 衛生環境費、第2項 環境総務費について申し上げます。

環境美化啓発事業については、本年4月から「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例」が施行されることに伴い、新たに巡回指導パトロール業務委託に係る経費などが計上されております。

市では、チラシ、ポスター、のぼり旗など様々な媒体を活用するとともに、商工団体や住民自治協議会と連携して、啓発活動を行うことにより、市民や観光客等に条例内容の周知・徹底を図っていくとのことではありますが、罰則規定を実際に適用する場面が生ずることのないよう、より分かりやすく効果的な方策の検討も含めて、歩行喫煙者の更なるマナー向上に取り組んでいくよう要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

長野赤十字病院の建替えについてであります。

本委員会では、去る1月22日に閉会中の委員会を開催し、長野赤十字病院建替え検討会議から、市長と院長へ検討報告書が提出されたとの報告を受けており、さらに、同月30日には病院側から市長へ「長野赤十字病院の新病院建設候補地についての要望」が提出されております。

市では、この要望書を受けて、若里多目的広場を新病院建設候補地として、新病院の基本構想を策定することを認め、「若里多目的広場を長野赤十字病院の新病院建設候補地として新病院の基本構想を策定することに関する確認書」を病院側と取り交わしたいとのことあります。

本確認書は、新病院基本構想を策定するに当たっての基本的事項を定めるものとなっておりますが、病院から示された3つの課題への対応について、その具体的な解決に向け、着実かつ誠実な履行を担保する必要があります。

については、本確認書に基づき、今後は段階に応じて、必要な事項を書面により整理しながら進めるとともに、その都度、議会へ丁寧な説明を行っていくよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

請願第3号 生活保護基準引き下げ中止について国に意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「今回の見直しで一番の問題は、全世帯のうち所得の低いほうから10パーセントに当たる、第一・十分位層の一般低所得者世帯の生活基準を物差しにして生活保護の基準を考えている点であり、厚生労働省は結論ありきだったのではないか。この見直しによって、受給者の約7割弱の皆さんが減額の影響を受けるという深刻な状況になってしまうおそれがある。本当にいっぱいいっぱいの暮らしをされている中で、受給額が上がる世帯もあるから問題ないという話では済まされないと思う。憲法第25条に照らしても、長野市民の生活を守り抜く、本当の最後のセーフティネットとなる生活保護制度を良い方向へ見直していくことこそが求められている。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「生活保護制度は最後のセーフティネットとして、大切な制度であると認識しているが、今回の見直しは、一般低所得者世帯との公平性を確保するため、5年ごとに検証した結果であり、世帯のタイプによっては生活扶助基準額が一般低所得者世帯の生活水準より高くなる場合もあれば、低くなる場合もあり、ばらつきを是正するものと理解している。減額幅の上限を5パーセント以内かつ3年を掛けて段階的に実施するとされ、また子育て世帯への配慮も講じられており、引下げありきの見直しとは言えないのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。